

奈良市公報

第 289 号

平成25年2月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○徵収及び収納事務の委託	1
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	2
○指定管理者の指定	2
○大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路の変更に係る図書の写しの公衆縦覧	3
○平成24年度市・県民税納税通知書の公示送達	3
○平成23年度市・県民税納税通知書の公示送達	3
○住居番号の設定	3
○開発行為に関する工事の完了	3
○放置自転車等の保管	3
○道路の位置指定	4
○奈良市月ヶ瀬梅の資料館の臨時開館	4
○開発行為に関する工事の完了	4
○障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	4
○平成24年度市・県民税納税通知書の公示送達	5
○平成23年度市・県民税納税通知書の公示送達	5
○生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出	5
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	5
○生活保護法の規定による施術者の指定	6
○住居番号の変更（2件）	6
○放置自転車等の保管	6
○市有財産の公売	6
○放置自転車等の保管	7
○開発行為に関する工事の完了	8
○一般競争入札の実施（6件）	8
○町の区域の変更	11
○開発行為に関する工事の完了	11
○新設の事業計画のある道路の指定	12
○都市計画道路事業の事業計画の認可	12
○都市計画道路事業の事業計画の認可に係る図書の写しの公衆縦覧	12
公 営 企 業	
○一般競争入札の実施	12
農 業 委 員 会	
○農地部会の招集	13

告 示

奈良市告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項、同令第158条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条、介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第1項第4号の規定により、次のとおり徵収及び収納の事務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項（同令第158条の2第6項により準用する場合を含む。）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23第1項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の2第1項の規定により告示します。

平成25年1月4日

奈良市長 仲川元庸

徵収及び 収納事務	市・県民税（普通徵収分）・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険料（普通徵収分）・後期高齢者医療保険料（普通徵収分）・介護保険料（普通徵収分）・保育所保育料
受託者	東京都文京区本郷3丁目33-5 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長 和田哲哉
提携コン ビニ	東京都千代田区二番町8番地8号 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 井坂隆一
	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ 大崎イーストタワー 株式会社ローソン 代表取締役社長 新浪剛史
	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 上田準二
	愛知県稻沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス 代表取締役社長 中村元彦
	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号 株式会社デイリーヤマザキ 代表取締役社長 佐藤卓

奈良市公報

第289号

平成25年2月1日
(金曜日)

東京都千代田区神田錦町1丁目1番地 ミニストップ株式会社 代表取締役社長 阿部 信行
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 真司
茨城県土浦市小松2丁目13番1号 株式会社ココストアイースト 代表取締役 宮内 哲男
神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ 代表取締役社長 中居 勝利
群馬県前橋市龜里町900番地 株式会社セーブオン 代表取締役 土屋 嘉雄
愛知県名古屋市中区栄1丁目7番34号 株式会社ココストア 代表取締役 盛田 宏
東京都中央区日本橋1丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社 代表取締役 藤田 秀一

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社セイコーマート 代表取締役社長 丸谷 智保
東京都港区港南一丁目8番27号日新ビル12階 株式会社しんきん情報サービス 代表取締役社長 熊田 靖
熊本県熊本市南区流通団地二丁目11番地 株式会社ココストアウエスト 代表取締役社長 富田 晋

委託期間 平成25年1月1日から平成27年12月31日まで

(平成25年1月4日掲示済)

奈良市告示第2号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成25年1月4日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105777	奈良市押熊町1051番地の1	ロイヤルホームセンター株式会社 ロイヤルホームセンターロイヤルビックス押熊店	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	ロイヤルホームセンター株式会社	平成25年1月1日
2970105769	奈良市西木辻町206やぎもとビル1階	デイサービス 再美	奈良市押熊町459番地の7 ソレーユA103	株式会社 S. R. K	平成25年1月1日
2970105744	奈良県奈良市法華寺町303-1	ジョイーレ奈良機能訓練デイサービス	奈良県生駒市鹿ノ台西三丁目26番地16	株式会社 ジョイーレ	平成25年1月1日
2970105785	奈良県奈良市南袋4	利楽デイサービス奈良南袋	大阪府堺市堺区山本町一丁20番地1(513号)	株式会社ヘルスケアグループ	平成25年1月1日
2970105751	奈良市神功五丁目4番地の22	居宅介護支援かわかみ	奈良市神功五丁目4番地の22	合同会社 かわかみ	平成25年1月1日

(平成25年1月4日掲示済)

奈良市告示第3号

奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所及び奈良市立都祁診療所の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年1月4日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市邑地町2786番地

奈良市立柳生診療所

奈良市横田町336番地の1

奈良市立田原診療所

奈良市月ヶ瀬尾山2790番地

奈良市立月ヶ瀬診療所

奈良市都祁白石町1084番地

奈良市立都祁診療所

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都千代田区平河町二丁目6番3号

公益社団法人地域医療振興協会

理事長 吉新 通康

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市立診療所設置条例第2条に規定する業務の実施に関すること。

(2) 奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所及び奈良市立都祁診療所の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

(平成25年1月4日掲示済)

奈良市告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により奈良県知事から大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路の変更に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供します。

平成25年1月4日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画道路の名称

3・3・4号 大和中央道

3・3・5号 八条紀寺線

3・3・55号 高山富雄小泉線

3・6・128号 石木城線

2 縦覧場所

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

(平成25年1月4日掲示済)

奈良市告示第5号

平成24年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成25年1月7日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成25年1月7日掲示済)

奈良市告示第6号

平成23年度（平成24年度課税）市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律

第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成25年1月7日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	平成24年10月15日
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成25年1月7日掲示済)

奈良市告示第7号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成25年1月8日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成25年1月8日掲示済)

奈良市告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年1月8日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成24年12月19日 奈良市指令都整開 第12A-43号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成25年1月8日 第1338号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市大和田町287番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大和田町287番地の1

杉村 政信

奈良市大和田町287番地の1

河西 興貴

(平成25年1月8日掲示済)

奈良市告示第9号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年1月8日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由	自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 移動年月日	平成25年1月8日
3 移動対象区域	近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
4 保管場所	奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設
5 引取期間	移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
6 引取時間	午前9時から午後4時30分まで
7 引取りのための必要事項	(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。 (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。 ア 移動費 自転車 2,000円 原動機付自転車 4,000円 イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
8 連絡先	奈良市市民生活部 防犯・交通安全課 電話0742-34-1111代表

(平成25年1月8日掲示済)

奈良市告示第10号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条第1項の規定により公告します。

平成25年1月9日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市法蓮町262番地の11
申請者氏名	池田 英児
道路の位置	奈良市西大寺芝町一丁目2519番2
道路の幅員	最大4.98m 最小4.98m
道路の延長	17.44m
指定年月日	平成25年1月9日
指定番号	第24010号

(平成25年1月9日掲示済)

奈良市告示第11号

奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例(平成17年奈良市条例第43号)第4条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開館します。

平成25年1月9日

奈良市長 仲川元庸

施設名	臨時に開館する日
奈良市月ヶ瀬梅の資料館	平成25年2月21日(木)及び同月28日(木)並びに同年3月7日(木)、同月14日(木)、同月21日(木)及び同月28日(木)

(平成25年1月9日掲示済)

奈良市告示第12号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年1月9日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号	平成24年11月21日 奈良市指令都整開 第12A-36号
	平成24年12月19日 奈良市指令都整開 第12A-36-1号
2 検査済証の交付年月日及び番号	開発行為 平成25年1月9日 第1339号 公共施設 平成25年1月9日 第608号
3 開発区域に含まれる地域	奈良市青野町200番1
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名	奈良市青野町60番地 上田 弘子
5 公共施設の種類、位置及び区域	(1) 道路 奈良市青野町200番1の一部 (2) 道路敷 奈良市青野町200番1の一部

(平成25年1月9日掲示済)

奈良市告示第13号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成25年1月9日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 平成24年12月7日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2920100191	社会福祉法人 奈良県手つなぐ育成会	635-0154	奈良県高市郡高取町観覚寺1382番地	はなばたけ	630-8343	奈良県奈良市椿井町3	共同生活介護

2 指定年月日 平成25年1月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101894	株式会社ハートケア	631-0061	奈良県奈良市三碓三丁目3番32号 ジョイハウスA棟102号	株式会社ハートケア	631-0061	奈良県奈良市三碓三丁目3番32号 ジョイハウスA棟102号	居宅介護
2920100209	特定非営利活動法人みつわ会	630-8442	奈良県奈良市北永井町372番地株式会社奈良事務機別館106号室	ケアホームあかり	630-8453	奈良県奈良市西九条町三丁目7-27	共同生活介護

(平成25年1月9日掲示済)

奈良市告示第14号

平成24年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成25年1月9日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成25年1月9日掲示済)

奈良市告示第15号

平成23年度（平成24年度課税）市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成25年1月9日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	平成24年6月14日
---------------	------------

2 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(平成25年1月9日掲示済)

奈良市告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年1月10日

奈良市長 仲川元庸

施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
	名称	所在地	
旧 石崎 真	すこやか整骨院(石崎真)	奈良県奈良市三条添川町5-40	平成24年
新 石崎 真	すこやか鍼灸整骨院(石崎真)	奈良県奈良市三条添川町5-40	5月22日

(平成25年1月10日掲示済)

奈良市告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年1月10日

奈良市長 仲川元庸

奈良市公報

第289号

平成25年2月1日
(金曜日)

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
石崎 真		柔道整復	平成24年11月30日
すこやか鍼灸整骨院（石崎真）	奈良県奈良市三条添川町5-40		

(平成25年1月10日掲示済)

奈良市告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年1月10日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
西川 和宏		柔道整復	平成24年12月1日
すこやか鍼灸整骨院（西川和宏）	奈良県奈良市三条添川町5-40		

(平成25年1月10日掲示済)

奈良市告示第19号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成25年1月10日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成25年1月10日掲示済)

奈良市告示第20号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21（自動車 6件）

物件番号	物件名 (財産名称)	初年度登録	排気量 (ℓ)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
車-1	ダイハツハイゼット 軽トラック (375)	平成3年	0.65	5,000	500
車-2	ダイハツハイゼット 軽トラック (430)	平成4年	0.65	5,000	500
車-3	ダイハツハイゼット 軽トラック (428)	平成4年	0.65	5,000	500
車-4	ダイハツハイゼット 軽トラック (377)	平成3年	0.65	5,000	500
車-5	スズキキャリィ 軽トラック	平成4年	0.65	10,000	1,000
車-6	トヨタ コースター	平成10年1月	4.16	270,000	27,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 入札の方式

ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売

号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成25年1月10日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成25年1月10日掲示済)

奈良市告示第21号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年1月10日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年1月10日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年1月10日掲示済)

奈良市告示第22号

市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年1月11日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する市有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション・官公庁オークション）による。

(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>)

なお、入札参加手続等についてはヤフー・オークションの奈良市公有財産売却ページ（以下「ヤフー・オークション奈良市ページ」という。）において公開する。

(http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_nar_nara_city)

3 入札に必要な各種様式及び売却物件に関する資料の配布

入札に必要な各種様式は、奈良市ホームページから入手できる。

(<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1281005973156/index.html>)

また、売却物件の概要、写真等は、ヤフー・オークション奈良市ページにおいて公開する。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

(2) 奈良市が定める奈良市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及びヤフー株式会社が定めるヤフー・オークションに関する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができる。

(3) 市有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。

(4) 暴力的行為を行う組織に属していないこと。

(5) 日本語を完全に理解できること。

(6) あらかじめ入札参加申込の手続を完了していること。

5 入札参加申込及び入札保証金の納付

以下の(1)及び(2)の手続を完了しない者は、入札に参加できない。

(1) 仮申込み

あらかじめ取得しているYahoo! JAPAN IDを使用してヤフー・オークション上で平成25年1月16日（水）午後1時から平成25年2月5日（火）午後2時までに手続をすること。

(2) 本申込み

① 方 法

仮申込み手続を完了した後、所定の申込書により奈良市会計課に一般競争入札への参加を申し込むこと。

② 期 間

平成25年1月16日（水）から平成25年2月5日（火）まで（普通郵便で平成25年2月5日（火）の消印有効とする。）

(3) 入札保証金の納付

① 入札に参加する者は、物件ごとに定められた入札保証金を納付する。入札保証金は、予定価格（最低売却価格）の100分の10以上の金額とする。

② 入札保証金は、奈良市が指定した納付方法により納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要する経費（振込手数料等）は、入札に参加しようとする者の負担とする。

③ 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後全額返還する。

6 下見会の開催

(1) 下見会を行う日時及び場所

物件番号	日時	場所
車－1 ～ 車－6	平成25年1月28日（月） から1月31日（木） 午後1時～午後3時 (予 約 制)	奈良市二条大路 南一丁目1番1号 奈良市役所

7 入札期間及び方法

(1) 入札期間

平成25年2月19日（火）午後1時から平成25年2月26日（火）午後1時まで

(2) 入札方法

① 上記5の(1)から(3)までのすべての手続を完了した者は、Yahoo! JAPAN IDで入札（入札金額をヤフー・オークション上に入力）すること。

② 入札（入札金額の入力）は1回のみとし、入札する者の都合による取消しや変更はできない。

③ 郵便等による入札書の提出は認めない。

8 開札及び落札者の決定

(1) 平成25年2月26日（火）午後1時以後にヤフー・オークション上で開札を行う。

(2) 物件ごとに予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。

(3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

(4) 物件ごとに落札者のYahoo! JAPAN ID及び売却決定金額をヤフー・オークション上に公開する。

以下省略

（平成25年1月11日掲示済）

奈良市告示第23号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年1月11日

奈良市長 仲 川 元 康

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年1月11日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅

周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成25年1月11日掲示済)

奈良市告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年1月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成24年12月21日 奈良市指令都整開 第12A-38号
- 2 檢査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年1月11日 第1340号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市今市町841番2及び841番5
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大和郡山市北郡山町142-3 関本良一
大和郡山市高田町6-2-701 布谷拓也

(平成25年1月11日掲示済)

奈良市告示第25号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年1月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
水路改修に伴う測量設計業務委託ほか1件（各業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(入札参加者に必要な資格)
 - (1) 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している測量・建設コンサルタント等業者であること。
 - (3) 業務ごとに別表の参加資格に掲げる等級（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (6) 当該業務に関して必要な資格を有している、次の技術者を配置できること。（管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。）

ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各業務の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成25年1月15日掲示済)

奈良市告示第26号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年1月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
道路改良工事（針ヶ別所町地内・のぼりを線）ほか20件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(入札参加者に必要な資格)
 - (1) 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

（平成25年1月15日掲示済）

奈良市告示第27号

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成25年1月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 工事名 道路新設工事（宝来町地内・（仮称）あやめ池疋田線）

(2) 工事場所 奈良市宝来町地内

(3) 工期 契約の日から平成25年3月29日まで

(4) 工事概要 工事延長L=306.3m 土工一式 撤去工一式 排水工一式 擁壁工一式 取水工一式 縁石工一式 防護柵工一式 補装工一式 付帯工一式 雜工一式 下水管渠工一式

(5) 予定価格 142,632千円（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 最低制限モデル型算出価格 117,309千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、2者又は3者による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その構成員が次の条件に定める基準をすべて満たしているものであること。

(1) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。

(2) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。

ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）

（ア）一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資

格を有する者であること。

(イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

イ 代表者以外の構成員（監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置）

（ア）一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(3) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成25年1月15日から平成25年2月12日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年2月13日 午前9時30分

以下省略

（平成25年1月15日掲示済）

奈良市告示第28号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年1月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 工事名 大安寺第1処理分区管渠改築工事（公6）法蓮佐保山四丁目地内

(2) 工事場所 奈良市法蓮佐保山四丁目地内

(3) 工期 契約の日から平成25年3月25日までとする。

(4) 工事概要 自立管の反転工法又は形成工法による合

流式下水道管渠の管渠更生工（既設管径 φ600mm 延長 L=115.94m）	平成25年1月15日 奈良市長 仲川元庸
(5) 予定価格 19,048千円（消費税及び地方消費税を除く。）	1 入札に付する事項 (1) 工事名 奈良市防災行政無線屋外拡声子局整備工事
(6) 最低制限基準価格 15,413千円（消費税及び地方消費税を除く。）	(2) 工事場所 奈良市西大寺東町二丁目4番1号他4ヶ所 (3) 工事期間 契約の日から平成25年3月29日までとする。
2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、土木一式工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。 (1) 奈良県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する本店又は営業所を有している者 (2) 告示日において、財団法人日本下水道新技術推進機構から建設技術審査証明を受けた下水道管渠の更生工法のうち、設計図書の条件を満たす自立管の反転工法又は形成工法に係る協会に属する者であること。又は告示日以前において、下水道管渠の更生工法のうち、設計図書の条件を満たす自立管の反転工法又は形成工法に係る工事を元請として単独又は特定建設工事共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限る。）としての施工実績を有する者	(4) 工事概要 屋外拡声子局設備一式 (5) 予定価格 54,260千円（消費税及び地方消費税を除く。） (6) 最低制限モデル型算出価格 46,152千円（消費税及び地方消費税を除く。）
(3) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある土木一式工事の主任技術者又は監理技術者が1名以上配置できること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。	2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、電気通信工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。 (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における電気通信工事の総合評定値が1,300点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
3 設計図書等を示す日時及び場所 (1) 日時 平成25年1月15日から平成25年2月22日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。） (2) 場所 奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。）	(2) 平成14年度以降（過去10年間）において、国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国の出先機関の発注したデジタル同報系（60MHz）防災行政無線工事の元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限る。）としての施工実績を有する者 (3) 次に掲げる基準を満たす電気通信工事の監理技術者を当該工事に専任で配置できること。 ア 電気通信工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
4 開札の場所及び日時 奈良市役所 入札室 平成25年2月25日 午前9時30分 以下省略	ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
奈良市告示第29号 次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。 なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。	3 設計図書等を示す日時及び場所 (1) 日時 平成25年1月15日から平成25年2月22日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。） (2) 場所 奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、CDに

よる貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年2月25日 午前9時45分

以下省略

(平成25年1月15日掲示済)

奈良市告示第30号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年1月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 青和幼稚園園舎改築に伴う建築実施設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市百楽園四丁目1番1号
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年3月29日までとする。
- (4) 業務概要 設計業務委託一式 延べ床面積 1,300 m²
- (5) 予定価格 17,763千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 13,618千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすことであること。

- (1) 平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建築関係建設コンサルタント業務（建築設計）の登録をしている者であること。
 - (2) 建築士法（昭和25年法律第26号。以下同じ。）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
 - (3) 平成14年度以降（過去10年間）において、学校教育法に定める学校施設の延べ床面積1,300m²以上の新築設計業務、増築設計業務（増築部分が延べ床面積1,300m²以上）又は改築設計業務（改築部分が延べ床面積1,300m²以上）の元請として履行した実績を有する者であること。
 - (4) 当該業務に雇用関係のある次の技術者（建築士法第2条第2項に規定する一級建築士）を配置できること。（管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。）
 - ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
 - イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者
 - (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成25年1月15日から平成25年2月22日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年2月25日 午前10時00分

以下省略

(平成25年1月15日掲示済)

奈良市告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成25年1月16日から本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更しますので、同条第2項の規定により告示します。

なお、別表の関係区域は別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりです。

平成25年1月15日

奈良市長 仲川元庸

別表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
南田原町	長谷町（一部）	長谷町22の1の一部、27の一部、31の一部、32の一部及びこの区域に隣接介在する道路、水路等である市有地の全部

別図1及び別図2省略

(平成25年1月15日掲示済)

奈良市告示第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年1月15日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成24年8月14日 奈良市指令都整開 第12A-15号
平成24年12月26日 奈良市指令都整開 第12A-15-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成25年1月15日 第1341号
公共施設 平成25年1月15日 第609号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市二名三丁目1001番1、1001番5、1006番1、
1006番2、1105番29、4665番5並びに三松四丁目1001番
5

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大和郡山市車町3番地1
株式会社 さやか 代表取締役 中井尚子

5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市二名三丁目1001番1の一部、1006番1の一部、
1006番2の一部、1105番29の一部、4665番5の一部並
びに三松四丁目1001番5

(平成25年1月15日掲示済)

奈良市告示第33号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成25年1月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定年月日
平成25年1月15日
 - 2 指定した道路の名称
(1) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
JR奈良駅南特定土地区画整理事業による事業計画道
路 区画道路1号線、区画道路2号線、区画道路3号
線、区画道路24-1号線、区画道路24-2号線、区画
道路24-3号線、区画道路25号線、区画道路26号線、
特殊道路歩8号線及び特殊道路歩9号線
 - 3 指定した道路の幅員 6m
 - 4 指定した道路の延長 685.8m
 - 5 指定した道路の区域 別図のとおり
別図省略
- (平成25年1月15日掲示済)

奈良市告示第34号

平成24年12月28日付け奈良県告示第257号をもって大和
都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・
4・102号西大寺一条線及び7・5・102号西大寺東線の事
業計画の認可の告示があったので、都市計画法（昭和43年
法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告します。
平成25年1月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路
事業
3・4・102号 西大寺一条線及び7・5・102号 西
大寺東線
- 2 施行者の名称
奈良市
- 3 事務所の所在地
(1) 主たる事務所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所
(2) 従たる事務所
奈良市西大寺南町2番6号
奈良市都市整備部都市計画室西大寺駅周辺整備事務
所

4 事業地の所在
(1) 収用の部分
奈良市西大寺栄町、西大寺東町二丁目 地内
(2) 使用の部分
なし

(平成25年1月15日掲示済)

奈良市告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規
定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）
道路事業3・4・102号西大寺一条線及び7・5・102号西
大寺東線の事業計画の認可に係る図書の写しの送付があ
りましたので、同条第2項の規定により次の場所で公衆の縦
覧に供します。

平成25年1月15日

奈良市長 仲川元庸
縦覧場所
奈良市西大寺南町2番6号
奈良市都市整備部都市計画室西大寺駅周辺整備事務所

(平成25年1月15日掲示済)

公営企業**奈良市水道局告示第1号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施
行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良
市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理
規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年
奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年1月15日

奈良市水道事業管理者
池田修

- 1 入札に付する事項
送・配水管、奈良市中町地内ほか11件（工事種別、工
事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価
格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成24年度において水道局が発注する建設工事の請
負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の
許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分
(奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。)
並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定によ
る経営事項審査の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
(6) 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時
告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所
水道局業務部経理課（設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

（平成25年1月15日掲示済）

農業委員会

奈良市農業委員会告示第1号

奈良市農業委員会平成25年1月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成25年1月4日

奈良市農業委員会
農地部会長 岡田善至

1 日時

平成25年1月11日（金） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（12月専決処理分）
- (4) 水田利用転換届出について（12月専決処理分）
- (5) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (6) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について

せん結果について

(7) 知事許可について（12月許可分）

(8) 非農地証明について（12月分）

（平成25年1月4日掲示済）

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。